

食品接触材料安全センターメールマガジン No.78（2024年1月上旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改正について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改正について

2023年11月30日、厚労省は改正 PL 制度に係る省令、告示、通知を公布しました。また12月25日、改正 PL の確認作業に必要となるモノマーのコード、モノマー・添加剤の CAS 番号、PL における物質・特記事項の英文等を示した参考情報を公開しました。

更に12月27日、製造管理に係る省令の施行に伴い関連通知を改正する局長通知（衛生発1227号第3号）を公布しました。

これらの省令、告示、通知をはじめ参考情報を活用することで、確認作業は大きく進むことが期待されます。

今後注目すべき検討項目として、つぎが挙げられます。

- PL 制度の Q&A の公表
- 製造管理に係る手引きの公表
- PL 制度における再生材料の扱い、ガイドラインの見直しに関する検討
- PL 収載物質（既存物質）の安全性評価に関する検討
- PL に追加収載される新規物質の申請の在り方に関する検討
- 告示第 370 号規格基準の一部改正に関する検討

センターは今後も、HP、メルマガ、会員説明会を通じ、PL 制度の最新情報をタイムリーに提供していきます。

■食品接触材料海外規制最新情報について

食品接触材料海外規制最新情報

この間、海外の食品接触材料分野に注目すべき動きが確認されています。今回は、先頃公布されたインドネシアの改正 PL/NL 制度（案）を紹介しましょう。

インドネシアにおける食品接触材料の PL/NL 制度は、これまでに 3 つの段階を経ています。

- ① 2011 年、食品包装材料管理に関する国家医薬品食品管理エージェンシー（BPOM）規則 No.HK.03.1.23.07.11.6664 が、初めて食品接触材料の PL/NL 制度を導入した。
- ② 2019 年 7 月 26 日、PL/NL 制度を改正する規則 2019 年第 20 号が公布された。ここで SML が導入された。
- ③ 2023 年 2 月頃関係者協議を経て、10 月 31 日付にて新たな PL/NL 制度（案）が公布された（HP 公表は 12 月 15 日頃）。リサイクル材料への要件が新設された（第 7 条）。公布より 12 か月間周知期間が設定され、2024 年 11 月 1 日施行される。

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1543/-/2023>

これにより、2024 年 11 月 1 日以降、インドネシアへ輸出する食品接触材料の製造に使用する成分は、付録Ⅲにリストされている必要があります。リストにないとき、付録ⅤとⅥに拠り申請が求められます。

付録Ⅰ 認可された食品包装材料（規格基準を掲載）

- a. プラスチック（54 の基樹脂）
- b. ゴム及びエラストマー
- c. 紙及び板紙
- d. セラミックス
- e. ガラス
- f. 金属及び合金
- g. 多層材料

付録Ⅱ（欧州委員会プラスチック規則（PIM）に近い食品分類及び使用条件）

付録Ⅲ 食品包装としての使用が認可されている食品接触物質

（PL として 1372 物質掲載。各材料の欄に✓が振ってある物質が使用できる。）

付録Ⅳ 食品包装としての使用が禁止されている食品接触物質

（NL として 142 物質掲載）

付録Ⅴ 食品包装材料の使用申請書の記入例

- 様式 1 食品包装材料の使用に関する申請書
- 様式 2 食品包装材料に関する一般データ

- 様式 3 食品包装材料データ
- 様式 4 食品包装材料の移行試験結果

- 付録 VI 食品接触物質の使用申請書の記入例
- 様式 1 食品接触物質の使用に関する申請書
 - 様式 2 食品接触物質に関する一般データ
 - 様式 3 食品接触物質データ
 - 様式 4 食品包装物質の移行試験結果

■お知らせ

食品接触材料などに関する内外の動き

- 厚労省「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関連通知の改正について」
衛生発 1227 第 3 号 2023 年 12 月 27 日

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001184986.pdf>

2023 年 11 月 30 日厚生労働省令第 149 号により製造基準の改正が公布された。この省令の施行に伴う局長通知である。

- 首相官邸「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（第 19 回）」2023 年 12 月 25 日

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuukoku_kisei_kaigi/dai19/gijisidai.html

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の改訂案について

- 環境省「「PFAS に関する総合研究」令和 6 年度新規課題の公募」2023 年 12 月 26 日

https://www.env.go.jp/press/press_02604.html

- 環境省「令和 5 年度海洋プラスチックごみ問題に関する 2 つのシンポジウムの開催」2023 年 12 月 26 日

https://www.env.go.jp/press/press_02577.html

- 中国食品安全リスク評価センター「酸化鉄クロム等食品関連新製品に関し意見公募」2024 年 1 月 3 日

<https://cfssa.net.cn/spaqbz/xzxkzqyj/2024/13336.shtml>

- 台湾食品医薬品管理署「食品用器具・容器包装検査方法—プラスチックコート紙製品の検査—」改正案 2024年1月3日

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=5072&id=30313>

- 台湾環境部資源循環署「世界的なプラスチック削減の流れを汲み取り、様々なプラスチック削減政策を積極的に推進する」2024年1月8日

<https://enews.moenv.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/16827146-55ba-4911-b8f4-38bd7a531519>

- 欧州委員会「EU域外の所管の官庁の連絡先」2023年12月

https://food.ec.europa.eu/system/files/2023-12/cs_fcm_auth_ref_non-eu.pdf

リサイクルプラスチック食品接触材料の適合監視要約シートの認証について、EU域外の11の国の所管の官庁が紹介された。

- ECHA「第68回リスク評価委員会会合（RAC-68）暫定草案アジェンダ」2024年3月11～14日開催

https://echa.europa.eu/documents/10162/17352003/RAC-68_Provisional_Draft_Agenda.pdf/954f3574-266b-03aa-9fee-ad6e334717e3?t=1702988673458

ハザード、消費者の混合物、化粧品、スキーワックスに焦点を当てたユニバーサルなパー及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）など。

- ECHA「RAC-68に報告するリスク評価委員会 DWD ワーキンググループ第3回会合アジェンダ」2024年3月14～15日開催

https://echa.europa.eu/documents/10162/17352003/3_Annex_2_RAC-68_DWD_WG_Draft_Agenda.pdf/17a2c6c6-d7a0-049b-d1a4-219b2d5b8bd8?t=1702985122145

飲料水接触材料関連 WG の会合アジェンダ。

- 米国上院「S-3387 安全で毒性のない食品を保証する法 2023」2023年12月4日

<https://www.congress.gov/bill/118th-congress/senate-bill/3387/text>

全 GRAS を FDA の評価の下におく。

- CPSC「適合証明」2023年12月8日

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-12-08/pdf/2023-25911.pdf>

消費者製品の適合証明を管理するルールを改訂。

●カリフォルニア州 WTO 通報「G/TBT/N/USA/2081 SB 1013 新しい飲料容器の追加 非公式ルール作成 - ルール草案及びワークショップ」2024年1月4日

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/USA2081.pdf
&Open=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/USA2081.pdf&Open=True)

●カナダ「カナダ官報 Part I, Volume 157, Number 52 : 政府通知」2023年12月30日

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2023/2023-12-30/html/notice-avis-eng.html>

環境省 カナダ環境保護法 1999

2024年、2025年及び2026年の特定プラスチック製品の報告に関し、法第46条に基づく通知を発行する意図の通知。

●インドネシア「BPOM 長官の規則案」2023年12月

<https://jdih.pom.go.id/view/slide/36d661eb6acc5c5d6d94adb57bab6eb/1543/-/2023>

「2023年10月31日医薬品及び食品管理庁番号 ... 年 ... 食品包装に関する規則草案」2023年12月15日頃公表

<https://jdih.pom.go.id/download/product/1543/-/2023>

●フィリピン WTO 通報「G/TBT/N/PHL/320 おもちゃ及び育児用品の認可発行を管理するルール及び規則」2024年1月5日

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/PHL320.pdf&
Open=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/PHL320.pdf&Open=True)

●アルゼンチン WTO 通報「G/TBT/N/ARG/343/Add.1 共通市場グループ決議草案: 「食品接触用プラスチック材料及びポリマーコーティングの製造を目的とした添加剤のポジティブリストに関するメルコスール技術規則」2024年1月4日

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=s:/G/TBTN18/ARG343A1.p
df&Open=True](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=s:/G/TBTN18/ARG343A1.pdf&Open=True)

●国連 INC-4 「UNEP/PP/INC.4/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的手段の改訂ドラフトテキスト」2023年12月28日

[https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwedocs.unep.org%2F
bitstream%2Fhandle%2F20.500.11822%2F44526%2FRevisedZeroDraftText.docx&wdOri
gin=BROWSELINK](https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwedocs.unep.org%2Fbitstream%2Fhandle%2F20.500.11822%2F44526%2FRevisedZeroDraftText.docx&wdOrigin=BROWSELINK)

2023年9月4日公表されたゼロドラフトテキストに対し、各国から提出された意見、INC-3

におけるコンタクトグループの議論を踏まえた改訂ドラフトテキストである。

●OECD「コーティング、塗料、ワニス（CPV）中のパー及びポリフルオロアルキル物質及び代替品に関する報告書草案：危害性プロファイル」2023年12月20日

[https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO\(2023\)22/en/pdf](https://one.oecd.org/document/ENV/CBC/MONO(2023)22/en/pdf)

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

HPの整備に伴い、下記URLの一部を変更しましたので、ご確認ください！

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしました。メールマガジンはその後、非会員を含めた情報ツールとなりました。隔週ごとの発刊が一定のテンポで進み、発刊数も増え、広く知られる状況になったと考えます。これにより、従来会員の窓口の方にHPへの掲載を都度お知らせしてきましたが、このお知らせを終了させて頂くことにしましたのでご了承ください。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

[\(https://www.jcii.or.jp/pages/164/\)](https://www.jcii.or.jp/pages/164/)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料のPL制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>

ー Jciiの個人情報の取扱いに関しましては、Jciiホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。[\(https://www.jcii.or.jp/pages/9/\)](https://www.jcii.or.jp/pages/9/)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
[\(info-fcmssc@jcii.or.jp\)](mailto:info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/pages/65/>